

## 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針（案）のポイント

### 第一 意義及び目標に関する事項

- 空港経営改革を検討するに際しては、個別空港の特性に応じた運営手法が選択されるよう十分に配慮する必要がある。
- 複数空港について公共施設等運営権を一括して民間に付与する手法、いわゆるバンドリングを選択することも制度上可能である。
- 民間による運営等を実施しない空港についても、コスト削減等の空港運営の効率化や改善に向けた取組を推進する。

### 第二 運営等に関する基本的な事項

- 国管理空港特定運営事業による国管理空港の運営等については、実施方針において具体的内容を定めるものとする。

#### 【施設整備について】

- 国管理空港運営権者は、滑走路等及び空港航空保安施設の維持管理として、その機能劣化等に対応するための修繕、更新投資等を実施するほか、自らの判断により、空港全体の価値向上を図る観点から空港の機能や利便性を向上させるため、空港機能施設等への投資を実施することができるようにするものとする。
- 国管理空港運営権者が実施しないもので、国が公益上の理由を吟味した上で必要であると判断したものについては、国が実施することができるものとする。

#### 【周辺環境対策について】

- 円滑な空港運営のためには、周辺地域との共生が重要であり、空港運営と密接に関連する周辺環境対策については、国管理空港運営権者が空港運営を行う中で一体的に実施することを基本とする。

#### 【国管理空港運営権者の選定について】

- 協議会の意見を聴いた上で、実施方針において国管理空港運営権者の募集及び選定に関する事項を定めるほか、選定する際には、地域活性化への貢献等に確実な計画を有することを確認する。
- 国管理空港運営権者から適正な対価を收受し、民間による運営等を実施しない国管理空港の整備や維持運営に必要な財源の確保に影響を及ぼさないよう努める。

#### 【事業の継続が困難となった場合の措置について】

- 国管理空港運営権者による事業の継続が困難となった場合には、現場の空港運営が中断することがないように、国又は国が指定する第三者が事業を円滑に継承できるようにする必要があり、個別空港ごとに定める実施方針において所要の措置を定めることとする。

### 第三 空港機能施設等との連携に関する基本的な事項

#### 【航空系事業と非航空系事業の経営一体化に向けた基本的な考え方について】

- 公共施設等運営権設定後に国管理空港運営権者がターミナルビル等を確実に取得することができる仕組みを担保するとともに、ターミナルビル等を取得する際の対価は適正な価格によることとする。

#### 【空港機能施設事業者の指定要件】

- 本基本方針の策定後に国土交通大臣が空港法第15条第1項の規定に基づく空港機能施設事業者の指定をするに際しては、指定の期間中において、国土交通大臣への情報提供及び国土交通大臣による今後の空港経営改革における当該情報の使用等のための必要な協力を行うこと等、国の空港経営改革の方針に協力することを条件とする。

### 第五 提案の募集に関する基本的な事項

- 基本方針の策定後、必要に応じて、対象空港を明示した上で具体的な運営形態や経営手法について、幅広く提案を募集する、いわゆるマーケットサウンディングを実施することとする。

### 第六 その他の基本的な事項

#### 【共用空港における運営等】

- 共用空港については、その空港としての特性を踏まえつつ、本方針の趣旨に沿った空港の運営等を行うため、国及び共用空港運営権者は、自衛隊又はアメリカ合衆国との連携を密接に図ることとする。